

西宮市建築基準施行細則第 15 条第 1 項第 6 号の市長が別に定めるものは、以下の各項とする。

1. 法 43 条ただし書きの空地 (以下「43 空地」という。)に 4m 以上接し、かつ、法第 42 条の道路に 4m 以上接する敷地で、次の各号の規定を満たすもの。

- (1) 43 空地と法第 42 条の道路 (以下「43 通路等」という。)の各幅員が 4m 以上、内角 120 度以下の二つの 43 通路等によって、できた角にある敷地で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上がこれらの 43 通路等に接し、かつ、その面積が 500 m²未満のもの
- (2) 43 通路等の各幅員が 4m 以上の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の 4 分の 1 以上がこれらの接続通路等に接し、かつ、その面積が 500 m²未満のもの

法 43 条ただし書きの空地 : 法 43 条第 1 項ただし書きの規定による許可の適用に係る空地で、以下の 又は の規定をみたく空地をいう。

後退前の幅員が 2m 以上で、後退前の中心より現に、2m 以上後退して後退 (対側が水路等の場合、一方後退 4 m) 部分が道路状に築造されている空地 (本取扱いにおいて幅員が、4m あるものとみなす)

現に、幅員が 4m 以上の空地

2. その他、特定行政庁が認めるもの